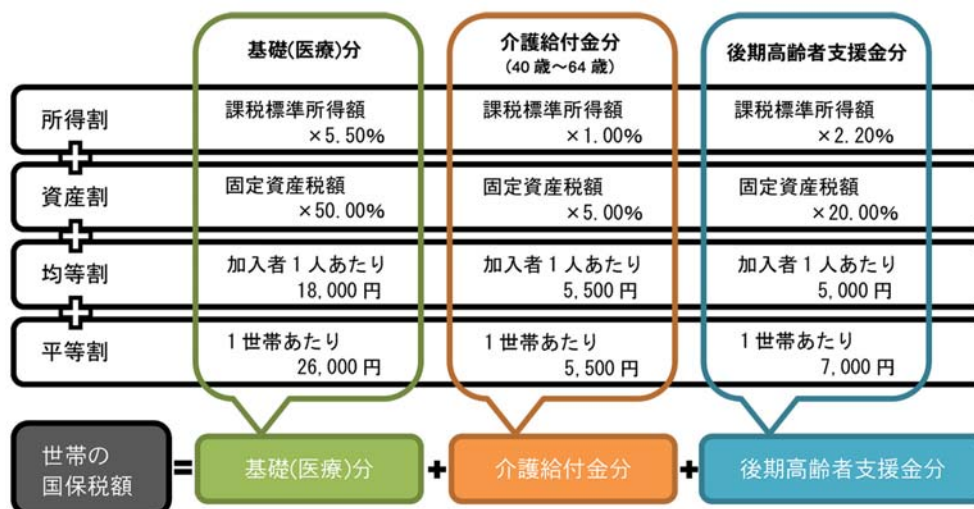


国民健康保険税改正のお知らせ

国民健康保険法施行令の改正に合わせ、日高町においても国民健康保険税(国保税)を改正します。

●国保税の算出方法

国保税は「基礎(医療)分」、「介護給付金分」、「後期高齢者支援金分」の3区分で構成され、各区分の合計が国保税額となっています。これらは、国保制度の加入世帯の合計所得、固定資産、加入者数などを基に算出します。



●改正の概要

今回の改正の要点は「基礎課税額の限度額の引き上げ」と「軽減制度の対象者の拡大」の2点です。

① 基礎課税額の限度額の引き上げ

国保税を構成する3区分のうち、基礎(医療)分と後期高齢者支援金分の限度額をそれぞれ2万円、合計で4万円引き上げました。

区分	改正前	改正後	引き上げ額
基礎(医療)分	52万円	54万円	2万円
介護給付金分	16万円	16万円	据え置き
後期高齢者支援金分	17万円	19万円	2万円
合計限度額	85万円	89万円	4万円

② 軽減制度の対象者の拡大

国保税額算定の基礎となる世帯の合計所得が一定の基準以下の場合、所得に応じて均等割と平等割が7割、5割、2割の割合で軽減されます。

今回の改正では、このうち5割と2割の軽減を判断する基準額を見直し、対象となる範囲を拡大しました。

軽減の割合	基準額	
	改正前	改正後
7割軽減	33万円	33万円(据え置き)
5割軽減	33万円 + 26万円 × 被保険者数	33万円 + 26万5千円 × 被保険者数
2割軽減	33万円 + 47万円 × 被保険者数	33万円 + 48万円 × 被保険者数

【お問い合わせ】

日高町役場 税務課 課税グループ

電話 01456-2-6184

日高総合支所 地域住民課 総務・税務・住民グループ

電話 01457-6-2001



国民年金の未納を防ぐために・・・

知っていますか？保険料の免除制度

国民年金保険料は、毎月納めていただいておりますが、収入の減少や失業等により保険料を納めることが、できなくなることもあります。しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金(老齢年金)や障害や死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることが、できない場合があります。そのような状況を防ぐため、本人からの申請により、保険料が「全額免除」又は「一部免除」される制度があります。

- ▲全額免除・・・保険料の全額を免除 ※平成27年度は、月額 15,590円
- ▲一部免除・・・保険料の一部を免除 (4分の3免除・半額免除・4分の1免除)

〈免除が承認された場合の保険料額〉

平成27年度	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
保険料額 (月額)	0円	3,900円	7,800円	11,690円

※減額された保険料を納めていない期間は、未納扱いとなります。

免除を受けるための条件

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が下の計算式の金額以下であれば、免除を受けることができます。

全額免除	$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35\text{万円} + 22\text{万円}$
4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除等
半額免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除等
4分の1免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除等

※申請者本人のほか、配偶者及び世帯主のいずれの方も、前年所得が上の計算式の数値以下である必要があります。

※平成27年7月～平成28年6月分の申請については、平成26年中の所得で審査を行います。

免除を受けるためには、申請が必要です

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、日高町役場本庁及び各出張所等又は、年金事務所にご提出ください。この申請用紙は、各窓口にご用意しているほか、日本年金機構のホームページからも印刷できます。

また、全額免除及び納付猶予(30歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定以下の場合に、保険料が納付猶予される制度)の承認を受けた方が、翌年度以降も引き続き、全額免除または納付猶予の承認を希望する場合には、申請が不要(申請書にある継続希望欄に1.するに丸をつけた場合のみ)になります。ただし、失業を理由とした特例による免除承認であった場合には、翌年度以降も申請書の提出が必要です。

※審査は、住民税の申告内容を元に行いますので、所得の申告を忘れずに行ってください。

過去2年前まで遡って免除申請ができます

平成26年4月より過去2年(申請月の2年1カ月前の月分)まで免除を申請できるようになりました。過去2年間に国民年金保険料に未納期間がある方は、苫小牧年金事務所へお問合せください。

免除期間の保険料は、後から納めることができます

保険料の全額免除や一部免除等の承認を受けた期間がある場合には、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。これを補うために、10年以内であれば後から保険料を納めることができ、納めると年金額は、減少しなくなります。ただし免除承認を受けた期間の翌年から数えて3年度目以降に追納をすると、当時の保険料に一定額が加算されます。

＜お問い合わせ先＞ 苫小牧年金事務所 電話 0144-36-6135